

一般社団法人 ちばデザインネットワーク定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 ちばデザインネットワークと称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を 千葉市美浜区に置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、千葉県に在住・在勤・在学のデザイナー、建築家、工芸家、教育者などが、デザインを軸とした創造的能力を活かし、地域社会との協働の上、調和のとれた地域環境の形成や、活気のある地域産業の振興、促進を図る事業を行うことを目的とする。

2 当法人は、前項の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 商品開発・デザインに関する業務請負事業
- (2) デザインに関する当法人メンバーの紹介、斡旋事業
- (3) デザインに関する相談、調査、分析、レポート作成などコンサルティング事業
- (4) 街づくり、景観形成に関するワークショップ運営などプランニング事業
- (5) 当法人が企画、開発した商品、アイデア、計画の提案、販売
- (6) デザインに関するセミナー、ワークショップの企画運営、講師派遣
- (7) 当法人の活動を紹介する本の出版
- (8) 広報誌「CDNニュース」の発行
- (9) デザインに関する展示会の企画運営
- (10) インターネットホームページの運営
- (11) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、ホームページアドレスを登記することでホームページ上に掲載する方法により行う。

(機関等の設置)

第5条 当法人は、総会、理事、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、社員総会で議決する入会の基準等に基づき、理事会が別に定める入会申込書により申込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって

当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 役員の報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会

員の議決権の4分の1以上に当たる正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員1名を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議決、報告の省略)

第21条 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員等

(役員の設置等)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、また、専務理事及び常務理事若干名を選出することができる。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 専務理事は、当法人の業務を執行する。

3 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務・権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査するとともに、この法人の会計を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業及び会計の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を、社員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があつたとき
- (3) 前号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び一般法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、前条第3項第2号又は一般法人法第101条第2項に該当する場合は、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、代表理事及び監事は、これに署名・押印しなければならない。

第6章 基金

(基金の拠出)

第39条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第40条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の議決を得て、代表理事が別に定める「基金取扱い規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第41条 基金の拠出者は、前条の「基金取扱い規程」に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第42条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立)

第43条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第44条 当法人の基本財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

3 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類

については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
(事業報告及び決算)

第47条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告(第2号及び第5号の書類を除く。)しなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更、解散 (定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

- 2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第50条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5号第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事業部及び事務局

(事業部)

第51条 当法人の事業活動等を担うため、次の事業部を置く。

- (1) プロジェクト事業部
 - (2) コンサルティング事業部
 - (3) 企画・開発事業部
 - (4) 教育・啓発事業部
- 2 プロジェクト事業部は、第3条2項(1)の事業を担当するものとする。
- 3 コンサルティング事業部は、第3条2項(3)ないし(4)の事業を担当するものとする。
- 4 企画・開発事業部は、第3条2項(5)の事業を担当するものとする。
- 5 教育・啓発事業部は、第3条2項(6)ないし(9)の事業を担当するものとする。

(事務局)

第52条 当法人の次の事務を処理するため、事務局を設置する。

- (1) 第3条2項(2)の会員メンバーの紹介、斡旋
 - (2) 第3条2項(7)の当法人の活動を紹介する本の出版
 - (3) 第3条2項(8)の「CDNニュース」の発行及び(10)のインターネットホームページの運営
 - (4) 総務、渉外及び会計
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第53条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等につきインターネットホームページ等を利用して積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第54条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第11章 附則

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第56条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第57条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第58条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	中田重克
設立時理事	伊藤幹雄
設立時理事	日野久美子
設立時理事	神戸恒雄
設立時理事	坂野博行
設立時理事	花島 平
設立時代表理事	中田重克

設立時監事	松本 有
-------	------

設立時監事	村田輝夫
-------	------

(設立時社員の氏名又は名称、住所)

第59条 設立時社員の氏名、住所は次のとおりである。

住所 千葉県香取郡東庄町石出2538番地

設立時社員 中田重克

住所 千葉県いすみ市岬町江場土2番地5

設立時社員 伊藤幹雄

住所 千葉県千葉市花見川区長作台2丁目19番地47号

設立時社員 日野久美子

(法令の準拠)

第60条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ちばデザインネットワーク設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成22年 6月1日

設立時社員 中田 重克 印

設立時社員 伊藤 幹雄 印

設立時社員 日野 久美子 印

これは当法人の現行定款に相違ありません。
令和8年 6月21日
一般社団法人 ちばデザインネットワーク
代表理事 松本 有